

「保険業務を遂行するすべての皆様へ！」

## 保険契約と説明責任

保険業法第300条は特別利益提供の禁止のほか、虚偽の説明をしたり、重要な事項を告げない行為等も禁止と規定しています。

それが「つい、うっかり」の場合であったとしても、禁止行為とみなされた場合には損害賠償責任が生じます。我々会員の事故報告では、このケースが全体の9割近くにも上がっています。

その他・・・例えば、満期の連絡はしたが、更改確認をしなかった。これらが「民法の信義誠実の原則」に照らし、代理店の過失割合を2割と判断したケースもあります。

このように、募集時の説明不足や保険金支払いの不満等から、損害賠償を求められたり、訴訟に至らないまでも苦情が入ることが確実に増えていて、代理店への被害申し立てリスクは確実に顕在化しています。

**「つい、うっかり」も賠償リスク！**

一般社団法人 京都損害保険代理業協会主催 代理店賠償責任保険セミナー申込書

メール [ia21@kyotodaikyo.net](mailto:ia21@kyotodaikyo.net)

**FAX: 075-257-3653**

HP <http://www.kyotodaikyo.net/>

■ 申込みは9月19日（水）まで

貴社名		参加者人数
		名
お名前		
ご住所	〒	—
電話番号		— —
1、代協会員 2、非会員 3、保険会社関係 4、その他（ ）		
その他	代理店賠償責任保険に	・加入している ・未加入

※受講申込の際に登録された受講者の個人情報については、注意を持って管理し、講座の円滑な運営の為に利用します。

「保険代理業の損害賠償責任について」10分間のミニセミナーも随時受付中！

京都代協事務局  
TEL : 075-257-3633